平成２２年（フ）第５９８号
愛媛県松山市三町２丁目５番18号
債務者　宮本　修志
1　決定年月日時　平成22年12月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月８日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第６０２号
愛媛県松山市太山寺町333番地１　三光団地６棟20号
債務者　秋山　愛子
1　決定年月日時　平成22年12月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月８日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第６０７号
愛媛県伊予郡松前町大字筒井459番地６
債務者　吉岡　昭二
1　決定年月日時　平成22年12月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月８日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第１１５号
福岡県大川市大字中古賀527番地６
債務者　福田ミキ子
1　決定年月日時　平成22年12月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月８日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２２年（フ）第４３９号
佐賀県三養基郡基山町大字宮浦486番地102
債務者　平田裕香理
1　決定年月日時　平成22年12月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月８日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４４０号
佐賀県佐賀市神野西２丁目２番33―104号
債務者　河野真樹子
1　決定年月日時　平成22年12月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月８日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４５２号
佐賀県佐賀市神野東３丁目12番26号
債務者　稲田　里江
1　決定年月日時　平成22年12月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月８日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２１０号
佐賀県武雄市若木町大字川古7831番地
債務者　牧山　圭介
1　決定年月日時　平成22年12月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月８日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２２年（フ）第２３９号
佐賀県杵島郡白石町大字廿治1431番地　廿治住宅11号
債務者　副島　秀樹
1　決定年月日時　平成22年12月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月８日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２２年（フ）第２４０号
佐賀県杵島郡白石町大字廿治1431番地　廿治住宅11号
債務者　副島　サト
1　決定年月日時　平成22年12月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月８日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２２年（フ）第２４５号
佐賀県伊万里市山代町立岩3348番地２
債務者　山口　　稔
1　決定年月日時　平成22年12月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月８日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２２年（フ）第２４６号
佐賀県伊万里市山代町立岩3348番地２
債務者　山口　雪子
1　決定年月日時　平成22年12月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月８日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２２年（フ）第８３３号
鹿児島県鹿児島市小山田町2090番地ロ号
債務者　福留　道人
1　決定年月日時　平成22年12月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月８日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第２８１号
宮城県大崎市岩出山下一栗字蛇王田43番地、従前の住所宮城県大崎市岩出山字二ノ構113番地２
債務者　山中　　勇
1　決定年月日時　平成22年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月９日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２２年（フ）第７９号
秋田県山本郡八峰町八森字家の後11番地４
債務者　鳥村　恵子
1　決定年月日時　平成22年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月９日まで
秋田地方裁判所能代支部

平成２２年（フ）第３３６号
富山県中新川郡舟橋村舟橋1127番地
債務者　尾崎　卓也
1　決定年月日時　平成22年12月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月９日まで
富山地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３２５号
大阪市浪速区久保吉２丁目１番３―205号
債務者　加藤　隆志
1　決定年月日時　平成22年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７３９５号
大阪市港区夕凪１丁目15番32号
債務者　木村　泰幸
1　決定年月日時　平成22年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部